

いわき市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・  
第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

いわき市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務

2 業務の目的

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推奨する。」とされていることから、本市においても、これらの背景を踏まえ、平成30年3月に「いわき市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画（以下「現行計画」という。）」を策定している。

本業務は、現行計画の計画期間が令和5年度末をもって終了することに伴い、評価・検証を行うとともに、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「いわき市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画（以下「次期計画」という。）」を策定し、生活習慣病対策を始めとする被保険者の健康保持増進及び重症化予防に関する保健事業の実施及び評価を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 委託の内容

次期計画策定に関する業務内容は、次のとおりとする。

(1) 本市の現状や課題・地域特性の把握

受注者は、医療費分析や現行計画における各種保健事業の実績等を踏まえ、適宜KDB帳票等を活用し作成する。

ア 背景の整理

国民健康保険の被保険者特性を、KDB帳票等を活用して把握する。

イ 現行計画の最終評価

現行計画の各保健事業のストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカムについて、本市がまとめた実施状況の評価に対して、後述する現状分析の結果を踏まえ、次期計画で取り組むべき効果的かつ効率的な保健事業の在り方について提案する。

ウ 健康・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握

上記「ア 背景の整理」の結果、「イ 現行計画の最終評価」との比較を行い、いわき市国民健康保険被保険者の健康課題を把握する。経年比較・国や都道経年比較・国や都道府県の平均や同規模保険者との比較はKDB帳票等を活用する。

## (2) 次期計画の基礎となる現状分析

本市の状況、医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾病を明確にするとともに、本市の健康課題を明確にし、次期計画で取り組むべき保健事業の検討に資するべく、本市が指定する各保健事業の対象者等を分析する。ただし、データ分析の方向性については事前に本市と協議の上で決定し、必要に応じて追加分析を行う場合がある。

なお、作成の際には、厚生労働省「データヘルス計画の手引き（令和5年度改定案）」及び「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」に記載された内容に沿って作成し、契約期間中に手引きが改訂された場合、改訂後の手引きに準拠した内容とすること。

### ア 医療費分析

- (ア) 医療費の3要素（受診率、レセプト1件当たり受診日数、受診1日当たり医療費）
  - (イ) 全体の医療費、患者数及びレセプト件数
  - (ロ) 高額レセプトの件数、医療費及び疾病傾向
  - (ハ) 疾病別（大分類・中分類）の医療費、患者数及びレセプト件数
  - (ニ) 生活習慣病（CKD重症化予防、糖尿病性腎症重症化予防、高血圧重症化予防、脳血管・虚血性心疾患）に関する医療費
  - (ホ) その他の疾病（メンタル疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD））に関する分析
  - (ヘ) 歯科に関わる分析（歯科レセプト分析、医科・歯科レセプトの連携分析）
- ※ 患者数の算出については、対象期間内における医療機関受診状況を解析し、診療行為を確認したうえで、治療中と判断できる場合に限り集計するものとする。

### イ 保健事業分析

- (ア) 健康診査データ分析（受診者と未受診者の医療費分析、有所見者割合、質問別回答状況、健診データとレセプトデータの突合による分析等）
- (イ) 特定保健指導データ分析（対象者分析、特定保健指導の効果分析等）
- (ロ) 健診異常値放置者に係る分析
- (ハ) 生活習慣病治療中断者に係る分析
- (ニ) 受診行動適正化（重複受診・頻回受診・重複服薬）に係る分析
- (ホ) ジェネリック医薬品普及促進に係る分析
- (ヘ) 介護・認知症・骨粗鬆症・ロコモティブシンドロームに関する分析
- (ト) 子どもの生活習慣病に関する分析

## (3) 次期計画（原案）の作成

(2)の結果を踏まえたうえで、適宜KDB帳票等を活用し、次期計画書（原案）を作成する。なお、次期計画（原案）については以下の項目を盛り込むこととする。

### 【第3期保健事業実施計画】

#### ア 計画の基本的事項

計画の趣旨／計画期間／計画の位置づけ／実施体制・関係者連携等の基本事項

#### イ 現状の整理

人口構成／医療基礎情報／介護保険の状況／死因の状況

※ 国・県等との比較が必要であるため、KDB帳票等を活用

- ウ 第2期保健事業実施計画の考察
- エ 医療費等分析と分析結果に基づく健康課題の抽出
- オ 第3期保健事業実施計画（保健事業全体）の目的、目標、目標を達成するための戦略
- カ 個別の保健事業実施計画
- キ 計画実施に係るその他事項
  - 計画の評価・見直し／計画の公表・周知／個人情報の取り扱い／地域包括ケアに係る取組
  - その他の留意事項

【第4期特定健康診査等実施計画】

- ア 計画の基本的事項
  - 計画策定の趣旨／計画期間／計画の位置づけ
- イ 第3期特定健康診査等実施計画の考察
- ウ 特定健康診査・特定保健指導分析
  - 健診受診率の推移／メタボリックシンドローム該当状況／検査項目別有所見者割合／質問別回答状況／特定保健指導実施率の推移／リスク因子別該当状況
  - ※ 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率は法定報告値を活用
- エ 第4期特定健康診査等実施計画
  - 目標／対象者数推計／実施方法／実施スケジュール
- オ 事業運営に係るその他事項
  - 計画の評価・見直し／計画の公表・周知／個人情報の取り扱い／その他必要事項

(4) 関係機関との協議に係る資料策定等支援

計画案について助言を得るために、いわき市国民健康保険運営協議会等関係機関との協議を予定している。協議会実施にあたり、使用する資料（計画素案等）の作成、意見を踏まえたデータ分析、計画案への反映等の業務、議事録の作成等本市職員が行う事務作業の支援を行うこと。

(5) データベースの構築

受注者は、発注者より提供されたレセプト等データを活用して、次の条件をすべて満たした診療データベース（以下、「データベース」という。）を構築する。

- ア 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、及び診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を受注者の事業所内に構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。
- イ 最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。
- ウ レセプトに記載された全ての傷病名と医薬品、診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）、材料を正しく結び付け、マスタ付与することで国保データベース（KDB）システムでも使用されているICDコードやATCコードでも分析可能な状態とし、ICDコードやATCコードが改定された場合はその分類に対応すること。また、一人の患者が異なる医療機関にて受診した場合にも、同一患者と認識して時系列に受診行動が把握できるようにすること。
- エ レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を3%未満とすること。

オ データベース構築において、本市が要求し算出した数値の出典や算出根拠等を明らかにし、具体的に説明のできるようにすること。また、第三者の権利を侵害しない、侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を図ること。

## 5 提供データ

### (1) レセプトデータ

平成30年4月診療分～令和5年3月診療分（70か月分）

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

- ・医科 . . . 「21\_RECODEINFO\_MED. CSV」
- ・D P C . . . 「22\_RECODEINFO\_DPC. CSV」
- ・歯科 . . . 「23\_RECODEINFO\_DEN. CSV」
- ・調剤 . . . 「24\_RECODEINFO\_PHA. CSV」

### (2) 健康診査データ

平成30年度分～令和4年度分（5か年度分）

- ・健康診査受診者CSVファイル . . . 「FKAC131」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル . . . 「FKAC163」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル . . . 「FKAC164」

### (3) 被保険者データ（下記いずれか）

国保総合システム 特定健診等被保険者データ

- ・国保総合システム 特定健診等被保険者データ . . . 「KD\_IF015」
- ・国保総合システム 被保険者移動データ 世帯・個人
- ・その他上記に準ずるもの

### (4) 国保データベース（KDB）システム出力帳票

平成29年度～令和4年度（6か年度分）

- ・帳票「地域の全体像の把握」【P21\_001】
- ・帳票「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」【P21\_003】
- ・帳票「人口及び被保険者の状況」【P21\_006】
- ・帳票「健診の状況」【P21\_008】
- ・帳票「要介護（支援）者突合状況」【P24\_003】

### (5) 現行計画の電子データ

### (6) その他

次期計画作成に必要と思われる帳票で、本市が準備でき、かつ使用を許諾する帳票については、本市より受託者にデータ提供することとする。

## 6 成果物

次のものを成果物として提出すること。

### (1) 医療費等分析資料（A4版カラー刷り印刷冊子(10部)及び電子データ（PowerPoint形式））

- (2) 調査・分析の過程で得られた統計資料（電子データ（Excel形式））
- (3) 次期計画書（原案）（A4版カラー刷り印刷冊子(10部)及び電子データ（PowerPoint形式））
- (4) 次期計画書（A4版カラー刷り印刷冊子(200部)及び電子データ（PowerPoint形式））
- (5) 次期計画書概要版（A4版カラー刷り印刷冊子（300部）及び電子データ（PowerPoint形式））

## 7 スケジュール

業務	時期
契約締結	令和5年6月末
レセプト等データの提供	令和5年7月
医療費等分析資料及び統計資料の納品	令和5年8月
次期計画書（原案）の納品	令和6年1月
次期計画書の納品	令和6年3月

## 8 セキュリティ体制

データベースの作成を行う作業場のセキュリティ対策については以下の通りであること。

- (1) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用、または第三者に提供してはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 作業用入力機は、ネットワークに繋がっていないこと。また、作業場所は、セキュリティロックがかかる部屋等の情報漏洩防止に配慮されていること。
- (4) 受注者は、本作業を遂行するために提供された資料は、本業務の完了後すべて返還するとともに、コンピュータ等に登録された情報を完全に消去すること。なお、受託者は、一連の作業終了後に、完全に消去したことを完了した旨を書面により提出すること。
- (5) 受注者は、個人情報に該当する本市からの提供データ及び成果物の受け渡しを行う際には、施錠した堅固なケースで回収・納入を行い、個人情報保護の管理を徹底すること。郵送の場合にも、これと同等のセキュリティが確保された方法を用いること。
- (6) 本市は、個人情報を保護するために必要な限度において、受注者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明もしくは資料の提出を求めることができる。

## 9 委託業者の条件

- (1) 本市と同規模以上の市町村国民健康保険での第2期データヘルス計画策定（中間評価含む）の契約実績があること。
- (2) データヘルス計画策定には保健事業のノウハウも必要なことから、本市と同規模以上の市町村国民健康保険での保健事業の契約実績があること。
- (3) 保健医療福祉分野のプライバシーマーク付事業者であり、かつレセプト等データを取り扱う事業所、部署または施設が情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得していること。

## 10 著作権

受注者は、発注者に対し、本業務の成果品に関するすべての著作権を譲渡するものとする。ただし、受注者は発注者の承諾を得て、成果物又は著作権に係る成果物等を利用することができる。

## 11 その他

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと本市が認めた業務で、あらかじめ本市の承諾を得た場合はその限りではない。なお、前項「9 委託業者の条件」は契約主体者がすべて満たすものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、本市と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。